

平成27年6月11日

民法の改正について

本日は、民法の債権関係に関する大改正がいよいよ実現しそうですので、その話をしたいと思います。

民法は、私たち市民生活の最も基本的なルールを定めている法律です。普段あまり意識していませんが、例えば、コンビニでおにぎりを買うという行為は、民法では「売買契約」が締結され履行されたと評価されるように、私たちの生活に密接に関係している法律です。

債権関係の規定は、1896年の民法制定以降抜本改正は初めてで、120年間の経済・社会情勢の変化に対応させるのが今回の目的であります。民法は1896年に制定され、1898年7月に施行されました。それ以来120年間の間に、成年後見人制度の導入などの部分的な改正がなされただけで、債権関係の規定は、ほとんど改正されてきませんでした。

改正案の具体的な内容を簡単に説明いたします。

(1) 約款関係

現行民法には約款に関する明確な規定がありません。企業が不特定多数の消費者に契約条件として示しますのが約款であります。保険や携帯電話、電気・ガスといった公共サービスなどで幅広く使われています。

改正法案では、その根拠を明確化した上で「消費者の利益を一方的に害する不当な条項は無効」とするものです。インターネット通販で長文の約款を読まずに「同意する」ボタンをうっかりクリックしてしまった場合でも、トラブル解決の道筋が見えやすくなる見通しです。

(2) 法定金利の引き下げ

低金利が続く市場の実態に合わせ、損害賠償の算定に利用される法定利率も変更になります。法定利率とは、「金銭消費貸借契約」で金利を定めない場合や支払いが遅れた場合に支払う遅延損害金などに適用される金利のことであり、民法では年5%に固定されています。

今回、この法定利率を3%に引き下げ、その後3年ごとに1%刻みで見直す変動制に改正されます。

(3) 消滅時効の統一

消滅時効と言いますのは、一定期間の経過によって、債権等の財産権が消滅する制度のことで、一般的な債権の消滅時効期間が、「権利行使できる時から10年間」と決められています。しかし、現行民法では、それ以外に、職業別に「短期消滅時効」というものがあります。

例えば、飲食店の料金の時効は1年間、小売業の商品代金の時効は

2年間、弁護士報酬の時効は2年間、医師の診療報酬の時効は3年間などと規定されています。しかし、税理士や司法書士等の報酬の時効期間は、民法では規定されていませんので、一般的な債権と同様に10年間とされているなどの不合理な面も指摘されていました。

今回の改正で、職業別の短期消滅時効が廃止され、消滅時効期間は、「行使できる時から10年」という一般原則に加えて、「権利行使できると知った時から5年」の時効期間が追加されました。

(4) 保証人の保護の強化

今回の改正で、第三者が保証人となる場合には、保証契約締結前1ヵ月以内に公正証書を作成して保証人となる意思表示を明らかにすることとされました。

ただし、主たる債務者と一定の関係にある者（取締役や執行役、従業員として籍を置く配偶者等）は例外として第三者に該当せず連帯保証人になることができます。

(5) 敷金は原則返還

マンションなどを賃貸する場合、家賃の1～3ヵ月分程度の敷金が必要になることが多く、退去時に敷金が全く返ってこなかったり、ハウスクリーニング、クロスの張り替え、畳の表替えなどの原状回復費用として敷金以上の金額を請求されたりするトラブルが多く発生しています。

そこで、「賃貸借が終了し、かつ、賃貸物の返還を受けたとき」は、「賃借人に対し、その受け取った敷金の額から賃貸借に基づいて生じた賃借人の賃貸人に対する金銭債務の額を控除した残額を返還しなければならない」として、敷金の返還義務を規定しました。

これら改正は、2015年に成立すれば、遅くとも2018年の施行になる見込みです。